

あなたのまちの総合的な 高齢者相談と介護予防の拠点



地域包括支援センター

西北エリア

第三中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第三 対象小学校区：北・田井
住所：松屋町20-33 グランドリヴィエール2階
電話：072-831-2839 FAX：072-831-2843

友呂岐中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：友呂岐 対象小学校区：木屋・石津
住所：石津東町20-22
電話：072-827-2277 FAX：072-827-2299

東エリア

第一中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第一 対象小学校区：東・中央
住所：秦町38-6 クリスタルコート1階
電話：072-821-2261 FAX：072-821-2262

第四中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第四 対象小学校区：明和・梅が丘
住所：打上南町14-1 特別養護老人ホームいちょう園内
電話：072-814-5112 FAX：072-814-5113

西南エリア

第五中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第五 対象小学校区：神田・和光
住所：黒原橋町9-19
電話：072-839-6700 FAX：072-839-6701

第九中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第九 対象小学校区：成美・啓明
住所：東大和町4-5
電話：072-827-8200 FAX：072-827-8300

東北エリア

第六中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第六 対象小学校区：第五・国松緑丘
住所：成田南町1-12
電話：072-800-6237 FAX：072-800-6238

第十中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第十 対象小学校区：三井・宇谷
住所：宇谷町1-36 特別養護老人ホーム寝屋川苑内
電話：072-825-8020 FAX：072-825-8030

南エリア

第七中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第七 対象小学校区：南・堀溝
住所：萱島本町17-18
電話：072-824-3000 FAX：072-824-3010

中木田中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：中木田 対象小学校区：木田・楠根
住所：大成町1-9 西部設計ビル1階
電話：072-814-6006 FAX：072-814-6007

西エリア

第二中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第二 対象小学校区：池田・桜
住所：池田3丁目1-33 特別養護老人ホーム寝屋川十字の園内
電話：072-829-8899 FAX：072-838-2311

第八中学校区 地域包括支援センター
対象中学校区：第八 対象小学校区：西・点野
住所：点野5丁目25-2
電話：072-839-5500 FAX：072-839-6600

※エリア名は日常生活圏域(コミュニティセンターエリア)です。



ご自分のお住まいの地域包括支援センターがわからない場合など、
くわしくは、**高齢介護室(TEL:838-0372)**にお問い合わせください。

※このリーフレットは7,000部作成して、1部あたりの単価は13円です。

こんにちは! ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター です



高齢者のいろいろなご相談をおうかがいします

築こう安心 つなげよう地域の輪

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりをすすめるため、市や介護、福祉、医療など地域の関係機関や団体等と協力をして、みなさんの健康、生活、財産、権利などを守りながら生活を支えるためのしくみづくりを行っています。

たとえば こんなときにご相談ください

- ★ ひとり暮らしを続けられるか不安
- ★ 介護保険のサービスを利用したい
- ★ 家に閉じこもりがちで気持ちもふさぐ
- ★ 最近、足腰が弱ってきた
- ★ 買い物など日常生活で少し不安がある
- ★ お金の管理や契約に自信がない
- ★ 親が認知症かもしれない
- ★ 家族の介護のしかたがわからない
- ★ 最近、近所のひとり暮らしの高齢者を見かけない
- ★ その他、高齢者について気になることがある

高齢者がお住まいになっている地域によって、ご利用いただく地域包括支援センターが異なります。
くわしくは裏表紙をごらんください。



寝屋川市より委託を受けた公的な相談機関です

★「地域包括支援センター」ってなに？

高齢者や家族の生活をいろいろな面から支える公共機関です。
市が委託した社会福祉法人などが運営しています。

事務局：寝屋川市保健福祉部 高齢介護室 (☎838-0372)

★どんな仕事をするの？

社会福祉士、保健師等、主任ケアマネジャー(*)の専門職が、それぞれの専門性を生かしながらチームで業務を行います。

*主任ケアマネジャー

ケアマネジャーは、みなさんが介護保険のサービスを利用するときに幅広い介護の知識でいろいろな支援を行います。

一定の研修を終了したケアマネジャーが「主任ケアマネジャー」になります。

地域包括支援センターのおもな業務

いろいろな相談に応じます

高齢者についての相談全般。

介護に関するお悩みや、福祉・医療に関する相談などに対応します。

近所のひとり暮らしの高齢者が心配、介護サービスに不安があるなどいろいろな相談に応じます。

また、本人だけでなく家族の方の相談もお受けします。

多方面から支援します

高齢者のみなさんがいつまでも住み慣れた地域で暮らせるようにするため、さまざまな関係機関の人と情報を共有して話し合います。

居宅介護支援事業所(*)などのケアマネジャーへの支援やネットワークづくりなど、適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

*居宅介護支援事業所

在宅の要支援・要介護認定を受けた方にケアマネジャーがケアプランを作成してサービスの調整をしたり、生活や介護の相談をしたりする事業所です。

みなさんの権利を守ります

高齢者虐待を早期発見、判断が不十分な高齢者のために成年後見制度(*)の紹介、悪質商法の被害防止など、毎日を安心して暮らせるように情報提供や相談をお受けします。

*成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害で判断が十分ではない人の「預貯金(財産)の管理」や「日常生活でのさまざまな契約等」を支援する制度です。

自立した生活を支援します

健康に不安のある高齢者がこれまでどおりの生活を続けられるように心身の状態に合わせて介護予防をお手伝いします。

要支援1・2と認定され、介護予防サービスを利用したほうがよいと判断された方に、介護予防プランを作成して介護が必要な状態にならないように支援します。

★どうやって利用するの？

まずは、高齢者がお住まいになっている地域の地域包括支援センターを調べてください。

小学校区や中学校区がわかる場合は、裏表紙を参考にしてください。
わからない場合は、市役所の高齢介護室 (☎838-0372) に電話して確認してください。

地域包括支援センターがわかったら、電話、FAX、または直接訪問して、「どういうことで困っているのか」をおしえてください。ご本人でもご家族などでもかまいません。

★相談受付：月曜日～金曜日

午前9：00～午後5：30



★どんな人が どういう相談をしているの？

地域包括支援センターに相談する人

- ★ 家族
- ★ ケアマネジャー
- ★ 本人
- ★ 民生委員・校区福祉委員
- ★ 市の関係部局
- ★ 医療機関
- ★ 関係機関
- ★ 近隣住民・知人
- ★ 介護サービス事業所
- ★ 他の地域包括支援センター
- ★ その他

地域包括支援センターに相談する内容

- ★ 介護保険サービスについて聞きたい
- ★ 要支援1・2の認定がおりた
- ★ 介護保険の申請をしたい
- ★ 生活上の相談
- ★ ケアマネジメント(継続的な相談など)
- ★ 認知症
- ★ 権利擁護(成年後見・消費者被害など)
- ★ 高齢者虐待
- ★ 医療サービス
- ★ 精神疾患
- ★ 二次予防事業対象者(要支援・要介護状態になるおそれがある人)の介護予防
- ★ その他



高齢者のことでお困りの場合は、お気軽にお電話ください。